

1 無料(タダ)ではない!?ウォーターサーバーの当選商法に注意してください!

スーパー等のイベントでくじを引いたところ、ウォーターサーバー^{※1}が当たった。無料レンタルと言われて申し込んだが、持ち帰った書類をよく読むと、ボトル入りの水の代金は別途必要で、1年未満で解約するとウォーターサーバーの高い引取り費用が必要であったなどという当選商法^{※2}の相談が全国で増加しています。

ウォーターサーバーのレンタル料は無料でも、実際は水の定期購入契約であること、一定期間内に解約する場合は解約料が発生することを十分に説明されていない事例、契約書にクーリング・オフについての記載がされているにもかかわらず、契約時に「解約しないように」と説明された等の事例があります。

※1 専用のミネラルウォーターのボトルをセットすることで使用できる給水・給湯機器

※2 「当選した」、「あなただけ選ばれた」等と特別な優位性を強調して勧誘し、お金を支払わせる商法

〈事例〉

- ① インテリアショップ店頭での抽選会でウォーターサーバーが当選した。ウォーターサーバーのレンタル料は無料だが、水の定期購入が必要であったため、「考えて後から連絡する」と言う、「今契約しないと権利がなくなる」と契約を急かされた。
- ② スーパーの店頭で抽選会を実施しており、くじを引くとウォーターサーバーが当選した。必要がないので断わったが、その後も担当者から強引に契約を迫られ、断りきれずに契約してしまった。

〈アドバイス〉

- 「当選した」「無料だ」と言われても、実際は水の定期購入費用が必要であり、解約時に解約料がかかる場合があるので注意してください。
- 契約をする際には説明をよく聞き、不明な点があれば勧誘員に質問したり、契約書をよく読む等、契約は慎重に行ってください。
- 勧誘された場所や状況によって異なりますが、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフができる場合があります。
- 困ったときは、速やかに京都市消費生活総合センター（電話256-0800）に御相談ください。

2 防犯ブザーの電池切れや故障に注意！～いざという時のために家庭で点検を～

防犯ブザーは、非常時に大音量の警報音で周囲に危険を知らせること、又は相手を牽制して犯罪を未然に防ぐことなどを目的としていますが、数箇月で音が鳴らなくなった、最初から鳴らないといった相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

そこで、独立行政法人国民生活センター※が、小学生が実際に使っていた防犯ブザーの作動確認を行ったところ、半数以上に電池切れや回路の断線などの原因によって音が鳴らないなどの異常があったものや、電池の液漏れやふくらみなど電池が劣化していたものがありました。

いざという時のために、防犯ブザーの作動確認等を定期的に行うよう心掛けてください。

※国民生活の安定及び向上に寄与するため、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行う機関

1 外部の異常

アラームストッパー(音を鳴らす、止める操作時に抜き差しするピン)がなくなっていたものや金具、ストラップなどを取り付ける部分が破損しているもの

アラームストッパーが紛失していたもの



アラームストッパーの挿入口

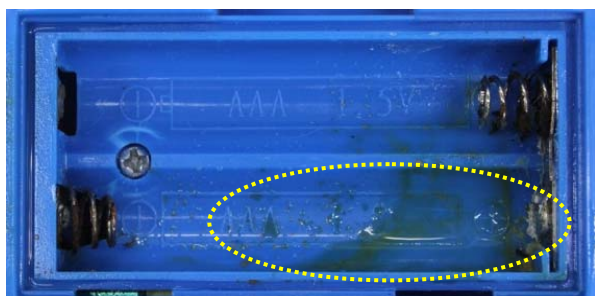
正しい状態



アラームストッパーが挿入されている

2 内部の異常

電池の液漏れやふくらみなど電池の劣化が生じていたものや回路が断線していたもの



電池ボックス内に乾電池からの液漏れの跡があった



ボタン電池がふくらんでいた

〈アドバイス〉

○定期的に作動確認を行い、電池の点検と交換も定期的に行いましょう。

いざという時に確実に作動するよう、定期的に取り付け具が壊れていないかなどの点検も含め、家庭で保護者が作動確認を行いましょう。また、音が鳴らなくなる前に定期的に電池に異常がないか点検するとともに、必要に応じて電池を交換しましょう。

○強い衝撃を与えるなど、乱暴な扱いをしないようお子さんに教えましょう。

防犯ブザーに強い衝撃を与えるなど乱暴な扱いをしないように、かばんなどの取扱いも含め、お子さんに教えましょう。また、いざという時にお子さんが防犯ブザーを使えるように操作方法を教えるとともに、非常時に使うものであるため、鳴らして遊ばないようにさせましょう。

3 消費者啓発ポスター大募集！～入賞者には賞状・副賞授与～

京都市消費生活総合センターでは、「みんなに伝えたい！！わたしの消費生活スタイル！」をテーマに消費者啓発ポスターを募集しています。

悪質商法の被害に遭わないための心得や、身の回りの製品等を安全に使うためのルールなど、皆さんが毎日の暮らしの中で、気を付けていることや家族で決めていることなどを絵で表現してください。

最優秀作品又は入賞作品については、平成26年度の消費者月間ポスターのデザインとして使用し、区役所、支所及び市の施設に掲示します。皆様の御応募をお待ちしています。

1 応募要項

(1) 応募資格

京都市内に在住又は通勤・通学の方

(2) テーマ

「みんなに伝えたい！！わたしの消費生活スタイル！」

(3) 作品規格

4つ切画用紙又はA3

※その他詳しくは、当センターのホームページ又は募集チラシを御覧ください。

2 応募方法等

(1) 応募方法

作品は、折らずに郵送又は持参してください。また、応募の際には、必ず「消費者啓発ポスター一応募票」又は以下①～⑥の内容を記載したものを添付してください。

①住所②氏名③年齢（学生の方は学校名及び学年）④電話番号⑤作品コメント⑥本事業を何で知ったか。

(2) 応募及び問合せ先

〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
電話 075-256-1110 FAX 075-256-0801

(3) その他

応募者には、当センターオリジナルグッズを贈呈します。

ただし、応募者多数の場合は抽選のうえ、100名の方に贈呈します。

3 応募締切日

平成26年1月14日（火）必着

4 賞

最優秀賞 1名 賞状及び副賞（賞金1万円ほか）

優秀賞 2名 賞状及び副賞（賞金3千円ほか）

奨励賞 2名 賞状及び副賞（図書カード500円分ほか）

※入賞者が高校生以下の場合の副賞については、金額相当分の図書カードを贈呈します。



皆さんの御応募を
お待ちしております!



クーリング・オフマン

4 『京都コンシューマーフェスティバル2013』 ～消費者カステップアップのために～の開催について

京都市消費生活総合センターでは、市民一人一人の消費者力の向上を図るため、消費生活に係る情報の発信、消費者団体による自主的な取組の紹介、幼児期から高齢期までの年齢階層に応じた消費生活に関する学習機会の提供を盛り込んだ参加型イベントを開催します。

皆様の御参加をお待ちしています。

1 開催日時

平成25年11月9日(土)・10日(日)

両日ともに午前10時30分から午後5時(パネル展示は午前10時から)

2 開催場所

イオンモールKYOTO Sakura館1階センターコート
(京都市南区西九条鳥居口町1番地)

3 参加費

無料。事前の参加申込みは必要ありません。

4 実施内容

消費生活クイズや手洗いチェック体験等のブース展示、関係団体による啓発ステージのほか、KBS京都ラジオの公開生放送やウルトラマンとのクイズ大会及び撮影会を予定しています。



©円谷プロ

【編集後記】

記録的な猛暑を過ぎ、すっかり秋らしくなってきました。

食欲の秋、芸術の秋、行楽の秋、みなさんは秋と聞いてどういった秋が思い浮かびますか？

京都市消費生活総合センターでは、上記のとおり消費生活に関する参加型のイベントを開催します。

ステージでは、ダンススクール「B-TRIBE」のメンバーによるダンスを皮切りに、各種団体による啓発を行うほか、10日にはKBS京都ラジオ番組「笑福亭晃瓶のほっかほかラジオ」の公開生放送等を予定しています。

また、各種クイズや発電体験、手洗いチェック体験、ウルトラマンとのクイズ大会及び撮影会など、お子様も楽しんでいただける内容となっていますので、勉学の秋の一環として、また秋の思い出づくりとして皆様の御参加を心よりお待ちしております。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)
☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金(祝休日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、
土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時



平成25年10月発行 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター
京都市印刷物 第254571号